

ユネスコ創造都市ネットワーク
新規加盟申請にかかる選考ワーキング・グループの設置について

令和 3 年 4 月 2 1 日
日本ユネスコ国内委員会
文化・コミュニケーション小委員会

1. 趣旨

ユネスコ創造都市ネットワーク (UNESCO Creative Cities Network) への新規加盟申請のためにユネスコが実施する公募において、我が国からユネスコへ推薦する候補案件 (以下「推薦案件」という。) の選定のため、「ユネスコ創造都市ネットワーク新規加盟申請にかかる選考ワーキング・グループ」 (以下「ワーキング・グループ」という。) を日本ユネスコ国内委員会文化・コミュニケーション小委員会 (以下「小委員会」という。) に設置する。

2. ワーキング・グループの審議事項

ユネスコ創造都市ネットワーク (UNESCO Creative Cities Network) への新規加盟申請について、次にあげる事項を審議する。

- (1) 推薦案件の選定
- (2) 推薦案件に係る調査
- (3) その他推薦案件に係る必要な事項

3. ワーキング・グループの組織・委員

小委員会委員長を座長とし、同委員会委員の中からワーキング・グループ委員として、別紙のとおり座長が指名する。

必要に応じて、外部有識者の協力を得ることができる。

4. ワーキング・グループ委員の任期

- (1) 委員の任期は 1 年以内とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。

5. 選考関連情報の開示・公開等

- (1) ワーキング・グループの会議資料、ワーキング・グループ委員の氏名は、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。
- (2) 我が国からユネスコへ推薦する申請案件は、決定後、文部科学省 (日本ユネスコ国内委員会) ホームページにおいて公開するものとする。

6. その他

- (1) 本選考に関する庶務は、日本ユネスコ国内委員会事務局（文部科学省国際統括官付）において処理する。
- (2) ここに定めるもののほか、本選考に関し必要な事項は、別に定める。